

福教大連携第 0311 号  
令和 4 年 4 月 1 日

公的研究費の運営・管理に関わる  
全ての研究者及び事務職員 殿

国立大学法人福岡教育大学長  
飯田 慎司

国立大学法人福岡教育大学における公的研究費の  
適正管理に係る誓約書等について（重要通知）

国立大学法人福岡教育大学における公的研究費の適正管理に関する規程（以下、「規程」という。）第 24 条第 2 項の規定に基づき、公的研究費の運営・管理に関わる全ての研究者及び事務職員（以下、「研究者等」という。）が最高管理責任者に提出する誓約書等については、下記のとおり取り扱うこととしますので、通知します。

なお、平成 31 年 4 月 1 日付け福教大連携第 4 4 号「国立大学法人福岡教育大学における公的研究費の適正管理に係る誓約書等について（重要通知）」は令和 4 年 3 月 31 日限りで廃止します。

記

- 1 規程第 11 条第 1 項に規定する誓約書の様式は、別紙様式 1～3 のとおりとする。
- 2 研究者等は、「国立大学法人福岡教育大学におけるコンプライアンス教育の実施について（重要通知）」に規定するコンプライアンス教育を受講する毎に誓約書を提出するものとする。
- 3 規程第 11 条第 2 項に規定する「公的研究費の運営・管理に関わること」とは、次に掲げる事項とする。
  - （1）公的研究費への応募
  - （2）公的研究費の使用
  - （3）公的研究費に係る事務処理
- 4 この重要通知に定めるもののほか、最高管理責任者が必要と認める場合は、研究者等は、その求めに応じて必要な書類を提出しなければならない。

(担当部署)  
連携推進課  
電話 0940-35-1004  
E-mail: rensuich@fukuoka-edu.ac.jp



## 研究者の責務に係る誓約書

私は、研究活動上の不正行為に関与していないこと及び寄附金等による研究資金の受入れについては適正に取り行っていることを報告します。

また、今後も研究者の責務として関係規程及び関係法令等に従い、研究活動を行うこと、関係規程及び関係法令等に違反して、不正を行った場合は、本学や資金配分機関の処分及び法的な責任を負担することを誓約いたします。

福岡教育大学長 殿

年 月 日

所 属 附 属 \_\_\_\_\_ 学 校 ・ 園

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

## 事務職員等の責務に係る誓約書

私は、研究活動上の不正行為に関与していないこと及び寄附金等による研究資金の受入れについては適正に取り行っていることを報告します。

また、今後も事務職員等の責務として関係規程及び関係法令等に従い、研究資金の運営・管理を行うこと、関係規程及び関係法令等に違反して、不正を行った場合は、本学や資金配分機関の処分及び法的な責任を負担することを誓約いたします。

福岡教育大学長 殿

年 月 日

所 属 \_\_\_\_\_ 課（室）

氏 名 \_\_\_\_\_ 印